

大田市公告第79号

大田市葬斎場条例（平成17年条例第127号）第3条の規定に基づき、葬斎場の管理を指定管理者に行わせるため、大田市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年条例第61号）第2条の規定により指定管理者になろうとする法人その他の団体を次のとおり募集する。

令和6年7月18日

大田市長 梶野弘和

記

1. 施設の概要

名 称	所 在 地
大田葬斎場	大田市鳥井町鳥井1135番地2
温泉津葬斎場	大田市温泉津町福光イ160番地2
仁摩葬斎場	大田市仁摩町仁万322番地

2. 指定管理者の行う業務範囲

- (1) 葬斎場の維持管理に関する業務
- (2) 火葬に関する業務
- (3) その他市長が必要と認める業務

3. 指定期間

令和7年4月1日から令和13年3月31日までの6年間

4. 申請方法

(1) 応募資格

大田市内に事務所を置く、又は置こうとする法人その他の団体

(2) 応募期間

令和6年8月5日（月）から令和6年8月16日（金）まで

(3) 募集要項・仕様書

大田市環境生活部環境政策課にて配布するほか、大田市ホームページに掲載する